2016 年 11 月 29 日　全 12 頁

トランプ氏の税制改革案—所得税編

米国は所得税の再分配機能を弱める方向に

金融調査部　研究員
是枝　俊悟

[要約]

- 2016 年 11 月 8 日（米国時間）、米国で大統領選挙が行われ、共和党候補のドナルド・トランプ氏が勝利した。本稿では、トランプ氏のウェブサイトに示されていた所得税改革案をトランプ氏の案とみなして分析し、米国の改革の方向性および日本へのインプリケーションについて述べる。

- トランプ氏の税制改革案を概観すると、最高税率の引き下げ（39.6%→33%）を伴うブラケットの削減（7 段階→3 段階）と所得控除の拡大（基礎控除の拡大など）の両面により、所得税の持つ所得再分配機能を弱めるものである可能性が高そうである。

- これらの税制改革の方向性は、日本における近年の税制改革とは逆の方向を向いている。米国の税制は日本の税制改革を行う際の論拠の一つとなりがちであることを考えると、今後の日本の税制改革に影響を与える可能性もある。

- もっとも、項目別控除における制限案など、トランプ氏の改革案については詳細が明らかになっていない。また、財政制約や議会の意向により修正されることも十分に考えられる。いずれにしても、米国の税制改正の動向を注意深く見守る必要があるだろう。

- なお、トランプ氏は児童や老親等のケア費用のための新たな非課税貯蓄口座として扶養親族ケア貯蓄口座（DCSAs）を設けるとしており、日本における自助努力の資産形成を支援する制度の議論にも影響を与える可能性もある。

[目次]

1．総論 ………………………………………… 2 ページ
2．申告区分（課税単位）の改正 ………………………… 3 ページ
3．基礎控除・人的控除（所得控除）の改正…………… 4 ページ
4．税率構造の改正 ………………………………… 6 ページ
5．ケア費用の所得控除・税額控除……………………… 8 ページ
6．新たな非課税貯蓄口座…………………………………10 ページ
7．代替ミニマム税の廃止…………………………………11 ページ

※トランプ氏の税制改正案のうち、法人税、相続税、キャピタル・ゲイン課税（キャリード・インタレスト）に係る改正案については、弊部より別途レポート公表予定である。

このレポートは投資勧誘を意図して提供するものではありません。このレポートの掲載情報は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、記載された意見や予測等は作成時点のものであり今後予告なく変更されることがあります。㈱大和総研の親会社である㈱大和総研ホールディングスと大和証券㈱は、㈱大和証券グループ本社を親会社とする大和証券グループの会社です。内容に関する一切の権利は㈱大和総研にあります。無断での複製・転載・転送等はご遠慮ください。

1． 総論

2016 年 11 月 8 日（米国時間）、米国で大統領選挙が行われ、共和党候補のドナルド・トランプ氏が勝利した。本稿では、本稿では、2016 年 11 月 16 日時点でトランプ氏のウェブサイトに示されていた所得税改革案[1]をトランプ氏の案とみなして分析し、米国の改革の方向性および日本へのインプリケーションについて述べる。なお、本稿においては、2015 年分所得に対する個人所得課税（2016 年 4 月 18 日までに申告納付）を現行制度として扱う[2]。また、本稿において所得や費用などの金額について、特に記載がない限りはすべて年額とする。

トランプ氏の個人所得課税の改革案について概要をまとめると次の図表 1 の通りとなる。

図表 1 トランプ氏の米国所得税改革案と現行制度

	現行制度概要（2015 年）	トランプ氏案概要
申告区分（課税単位）	特定世帯主（母子世帯・父子世帯等の軽減区分）制度あり	特定世帯主制度を廃止
全ての納税者に適用される所得控除	・基礎控除＋人的控除 ・基礎控除　＄12,600 ・人的控除　＄4,000×家族人数 （人的控除は所得制限ありの消失控除方式）	・基礎控除を大幅拡充、人的控除を廃止 ・基礎控除　＄30,000
税率構造	・原則として、10%、15%、25%、28%、33%、35%、39.6%の７段階 ・金融所得は原則 0%、15%、20%の 3 段階 ・夫婦世帯のブラケットは税率 15%までは単身者の２倍ちょうど、税率 25%以上では単身者の１倍超２倍未満	・原則として、12%、25%、33%の３段階 ・金融所得の税率は現行制度を維持 ・最高税率を引き下げ、税率を簡素化 ・夫婦世帯のブラケットを単身者の２倍ちょうどに
児童（13 歳未満）のケア支出に関する控除	・ケア費用の 20%～35%の税額控除（所得の増加に応じて控除率は減少、所得制限なし） ・対象ケア費用は対象者１人の場合上限＄3,000、2 人以上の場合上限＄6,000	・ケア費用を所得控除（所得制限あり） ・家庭で児童を世話する場合も控除可 ・州ごと児童年齢ごとの平均ケア費用をもとに上限設定 ・対象児童数は１家庭 4 人まで ・低所得者は税額控除制度も利用可
高齢者等のケア支出に関する控除		・ケア費用を所得控除（所得制限あり） ・＄5,000 の上限あり
新たな非課税貯蓄口座	（現行の ESA は運用時・適格払出時非課税だが、拠出時所得控除はなく、拠出者の所得制限あり。児童のみが対象で老親等は対象外）	・拠出時、運用時、適格払出時いずれも非課税で所得制限なしの扶養親族ケア貯蓄口座（DCSAs）を新設。老親等のケア費用にも使用可能。低所得者は拠出時に政府補助あり
代替ミニマム税	（主に高所得者について、各種控除前所得の一定割合の最低税額を求める措置）	代替ミニマム税を廃止

（注）金額はすべて年額、金額は夫婦世帯（夫婦合算課税を選択した場合）を示す。
（出所）各種資料をもとに大和総研作成

[1] 2016 年 11 月 29 日現在、トランプ氏の所得税改革案を示したウェブサイトは閉鎖されている。
[2] 米国における個人所得課税の課税年度は日本と同様に原則として暦年（1 月 1 日～12 月 31 日）である。本稿における米国の現行制度の出典は、主に米国内国歳入庁（IRS）作成の 2015 年分所得に関する所得税の確定申告書フォーム(Form 1040)およびそのガイダンス(Instructions for Form 1040)および、確定申告書附属書類等である。
Form 1040 …https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/f1040.pdf
Instructions for Form 1040…https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/i1040gi.pdf

トランプ氏の税制改革案を概観すると、最高税率の引き下げと所得控除の拡大の両面で、所得税の持つ所得再分配機能を弱めるものと考えられる。

また、人的控除や特定世帯主制度などを廃止する一方で、ケア費用に対して所得控除制度を設けたり、所得控除ありの扶養親族ケア貯蓄口座（DCSAs）を設けたりするなど一律の所得控除はなくして実際にかかった費用や将来かかる費用のための貯蓄額を所得控除するなど、所得控除を活用する方向にあるものと言える。

米国における所得税改革では、1986 年の税制改革において所得控除である人的控除の逓減・消失化が図られたり、オバマ政権の下で所得税の最高税率を引き上げたりするなど、所得分配を強化する方向性にあった。日本においても、これを参考に、所得税の最高税率が引き上げられたり、所得控除である年少扶養控除の廃止・特定扶養控除の縮小が行われたりするなど、所得分配を強化する改革が行われており、現在、基礎控除や配偶者控除の見直しも検討されている状況である。

米国における、トランプ氏の最高税率の引き下げを含むブラケットの簡素化（7 段階→3 段階）と所得控除の拡大等の税制改革の方向性は、日本における近年の税制改革とは逆の方向を向いている。米国の税制は日本の税制改革を行う際の論拠の一つとなりがちであることを考えると、今後の日本の税制改革に影響を与える可能性もある。

もっとも、後述する項目別控除における制限案など、トランプ氏の改革案については詳細が明らかになっていないものも多く含まれている。詳細が明らかにされている案についても、財政制約や議会の意向により修正されることも十分に考えられる。いずれにしても、米国の税制改正の動向を注意深く見守る必要があるだろう。

２．申告区分（課税単位）の改正

米国は、事実上の夫婦単位課税制度を採用している[3]。夫婦の所得は合算され、合計所得に基づいて累進税率が適用される。もっとも、単純に夫婦の所得を合算するだけでは夫婦世帯に単身世帯より高い税率が適用されてしまう。そこで、夫婦世帯における課税所得に対する適用税率のブラケットは、単身世帯の原則 2 倍となっている[4]。例えば、最低税率である 10%が適用される課税所得は単身世帯では現行で 9,225 ドルまでであるが、夫婦世帯では単身世帯の 2 倍の 18,450 ドルまで税率 10%が適用される（詳細は 7 ページの図表 4 参照）。

[3] 夫婦世帯であっても、敢えて所得を合算せず夫婦別個の課税単位を選択することも可能である。しかしながら、夫婦別個の課税単位を選択した場合、通常は合計税額が増加することになるため、ほとんどの世帯は夫婦合算課税を選択している（実際に、2014 年の米国 IRS の統計において夫婦合算の課税申告が約 5,392 万件であるのに対し、夫婦個別の課税申告は約 295 万件にすぎない）。以下、本稿では単に夫婦世帯と述べるときは夫婦合算課税を選択する世帯のことをいう。

[4] 実際には適用税率が上昇していくと夫婦世帯のブラケットは単身世帯の 2 倍より少ない金額になっていく。この点については、適用税率の項目で述べる。

ところで、夫婦単位課税の下で単身世帯より税負担が軽減されるのはあくまで「夫婦」[5]である場合に限られる。このため、配偶者と死別・離別した世帯、未婚のまま子どもを持った世帯などは夫婦世帯より税負担が相対的に重くなることがある。このような世帯に配慮する観点から、米国では「適格寡婦・寡夫（Qualifying Widow(er) With Dependent Child)」と「特定世帯主（Head of Household)」という申告区分が設けられている[6]。

配偶者が死亡してから２年以内の一定要件を満たす納税者は「適格寡婦・寡夫」として夫婦世帯と同じ税率表が適用される[7]。夫婦でもなく適格寡婦・寡夫の要件を満たさないが、一定要件を満たす扶養親族を有する納税者は「特定世帯主」として、単身世帯と夫婦世帯の中間の税率表が適用される[8]。例えば、特定世帯主は課税所得 13,150 ドルまで税率 10%が適用され、この金額は単身世帯の 9,225 ドルと夫婦世帯の 18,450 ドルを足して２で割った金額(13,837.5 ドル）に近い（詳細は７ページの図表４参照)。

トランプ氏は、特定世帯主の申告区分を廃止するとしている[9]。トランプ氏のウェブサイトに明記はないが、特定世帯主は「夫婦世帯」ではないため、改正後は「単身者」の申告区分になるものと考えられる[10]。

図表２ 申告区分（課税単位）の改正案

現行制度（主なもの）	トランプ氏案（主なもの）
・単身者 ・夫婦世帯 ・特定世帯主（母子世帯・父子世帯等）	・単身者 ・夫婦世帯 （特定世帯主の申告区分を廃止）

（出所）各種資料をもとに大和総研作成

３．基礎控除・人的控除（所得控除）の改正

米国においては、納税者すべてに適用される所得控除として、基礎控除(Standard Deduction)と家族人数に応じた人的控除（Personal Deduction）がある。特定の支出額（医療費、支払利子、寄附金、災害損失など）が基礎控除額を上回る場合は、基礎控除に代えて項目別控除(Itemized Deductions）を受けることができる。

人的控除は原則として家族人数に 4,000 ドルを乗じた金額であるが、一定所得以上である場合には控除額が逓減し、高所得者については控除額はゼロになる。これは、1986 年の税制改革

---

5 なお、同性婚（州法で認められている場合）も税制上「夫婦」として扱われる。米国 IRS “Publication 501”(2015) 6 ページ参照。https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p501.pdf
6 2014 年の米国 IRS の統計において特定世帯主の課税申告は約 2,208 万件あり、「一部の例外」と言えるほど少数の存在ではない。
7 米国 IRS “Publication 501”(2015) 10 ページ参照。
8 米国 IRS “Publication 501”(2015) 8 ページ参照。
9 トランプ氏ウェブサイト“Tax Plan” (2016 年 11 月 16 日閲覧）の項目参照。
10 例えば、下記の Tax Policy Center（米国の独立調査機関）のレポートにおいて、トランプ氏の案は現行の「特定世帯主」について「単身者」の申告区分とするものと解釈されている。
Lily L. Batchelder “Families Facing Tax Increases Under Trump’s Tax Plan ”（2016 年 10 月 28 日）
http://www.taxpolicycenter.org/publications/families-facing-tax-increases-under-trumps-tax-plan-0/full

により行われ「税率の累進構造を強化しにくいという政治的な状況の下、高所得者に一定の負担を求めるために設けられた」[11]ものである。

トランプ氏は、このうち基礎控除を大幅に拡充し、人的控除は廃止し、項目別控除には上限を設けるとしている[12]。具体的な改正内容は、次の図表 3 の通りである。

図表 3 基礎控除・人的控除の改正案

	現行制度（2015 年）概要	トランプ氏案概要
基礎控除 (Standard Deduction)	申告区分に応じて下記の通り ・単身者　　　＄ 6,300 ・夫婦世帯　　＄12,600 ・特定世帯主　＄ 9,250	申告区分に応じて下記の通り ・単身者　　＄15,000 ・夫婦世帯　＄30,000 （特定世帯主制度を廃止）
項目別控除 (Itemized Deductions)	控除額自体の上限はない（ただし、所得が下記以上の場合は控除額の一部削減規定がある） ・単身者　　＄154,950 ・夫婦世帯　＄309,900	制限を設ける（下記の金額を控除上限額とする、もしくは下記の所得で所得制限とする） ・単身者　　＄100,000 ・夫婦世帯　＄200,000
人的控除 (Personal Deduction)	・＄4,000×家族人数 家族人数とは納税者、配偶者、扶養親族の計 （所得制限ありの消失控除方式）	人的控除は廃止
基礎控除と人的控除の合計額の計算例（所得制限に該当しない場合）		
単身者（扶養親族なし）	＄10,300	＄15,000（控除拡大）
夫婦のみ	＄20,600	＄30,000（控除拡大）
夫婦と児童 1 人	＄24,600	＄30,000（控除拡大）
夫婦と児童 2 人	＄28,600	＄30,000（控除拡大）
夫婦と児童 3 人	＄32,600	＄30,000（控除縮小）
ひとり親と児童 1 人	＄17,250	＄15,000（控除縮小）（注２）
ひとり親と児童 2 人	＄21,250	＄15,000（控除縮小）（注２）
ひとり親と児童 3 人	＄25,250	＄15,000（控除縮小）（注２）

（注１）金額はすべて年額。
（注２）トランプ氏案について、ひとり親世帯に対し「単身者」の申告区分を適用するとすることは筆者の解釈による。
（出所）各種資料をもとに大和総研作成

トランプ氏案が実施されると、多くの世帯にとっては、基礎控除と人的控除の合計額は増加し、課税所得は減少するものと考えられる[13]。

現行制度において所得制限により人的控除を受けられない場合は、（特定世帯主が単身者と扱われたとしても、）改正により全ての申告区分において基礎控除額と人的控除の合計額が増加する。

[11] 中里実・佐藤主光「政府税制調査会 海外調査報告 （アメリカ・カナダ）」（2016 年 5 月 16 日）p.6 より引用。
http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2016/__icsFiles/afieldfile/2016/05/16/28zen30kai2.pdf
[12] トランプ氏ウェブサイト“Tax Plan” （2016 年 11 月 16 日閲覧）の項目参照。
[13] 2014 年 IRS 統計によると、夫婦世帯における「人的控除」の平均適用人数は（本人・配偶者を含め）3.01 人となっている。

（項目別控除の改正内容について詳細が判明していないが、大まかな方向性として、）**基礎控除の拡大と人的控除の廃止は、特に高所得の世帯にとって、課税所得減少の効果が大きくなり、所得税の所得再分配機能を弱めるものとなる可能性が考えられる。**

近年の日本の税制・社会保障制度の改正では、給与所得控除に上限を設けたり、所得控除である年少扶養控除の廃止・特定扶養控除の縮小を行ったりするなど、所得控除を縮小することによって所得税の所得再分配機能を強化してきたが、**米国は日本の税制改正の方向とは逆に向かうことになる。**

現行制度において人的控除の所得制限に該当しない場合について考えると、例えば、扶養親族のいない単身者の控除額は 10,300 ドルから 15,000 ドルに、夫婦のみの世帯は 20,600 ドルから 30,000 ドルに、夫婦と児童 2 人の世帯は 28,600 ドルから 30,000 ドルにそれぞれ増加する。

他方、児童が 3 人以上いる夫婦世帯および、（特定世帯主が単身者と扱われることを前提とすると、）ひとり親世帯においては、トランプ氏案において基礎控除と人的控除の合計額は減少する。例えば、夫婦と児童 3 人の世帯の控除額は、32,600 ドルから 30,000 ドルに、ひとり親と児童 1 人の世帯の控除額は、17,250 ドルから 15,000 ドルにそれぞれ減少する。

なお、項目別控除の制限については、トランプ氏ウェブサイトの記載だけでは、所得制限なのか控除額の制限なのかが判別できないが、何らか高所得者への制限を設けるものと考えられる[14]。高所得者ほど項目別控除を適用している割合が高い傾向にある。このため、項目別控除に厳しい制限が加えられる場合は、この点は所得再分配機能を強化する改正となりうる。

４．税率構造の改正

米国の所得税の税率構造は、原則として 10%、15%、25%、28%、33%、35%、39.6%の 7 段階の超過累進税率である[15]。金融所得（適格配当および長期キャピタル・ゲイン）については他の所得と合算後の所得に応じて、0%、15%、20%の 3 段階の超過累進税率である[16]。

---

[14] トランプ氏ウェブサイト“Tax Plan” （2016 年 11 月 16 日閲覧）の項目では、“（前略）the Trump Plan will cap itemized deductions at $200,000 for Married-Joint fillers or $100,000 for Single filers.”と記されており、夫婦世帯で 20 万ドル、単身者で 10 万ドルという金額が項目別控除の「所得制限の基準」なのか「控除額の上限」なのか明らかではない。金額の水準としては所得制限を連想させるが、米国におけるトップ所得層（世帯所得 1,000 万ドル以上）においては項目別控除の 1 世帯平均額が約 416 万ドル（2014 年 IRS 統計）にも及んでおり、控除額の上限とすることにも一定の意味がある。

[15] 米国 IRS ウェブサイト“2015 Federal Tax Rates, Personal Exemptions, and Standard Deductions” 参照。https://www.irs.com/articles/2015-federal-tax-rates-personal-exemptions-and-standard-deductions

[16] 米国 IRS “Instructions for Form 1040”44 ページ参照。

図表 4　各限界税率が適用される課税所得金額（2015 年）

限界税率		単身者	夫婦世帯、 適格寡婦・寡夫	特定世帯主 （母子家庭・父子家庭等）
原則	金融所得			
10%	0%	$ 0-$ 9,225	$ 0-$ 18,450	$ 0-$ 13,150
15%		$ 9,226-$ 37,450	$ 18,451-$ 74,900	$ 13,151-$ 50,200
25%	15%	$ 37,451-$ 90,750	$ 74,901-$151,200	$ 50,201-$129,600
28%		$ 90,751-$189,300	$151,201-$230,450	$129,601-$209,850
33%		$189,301-$411,500	$230,451-$411,500	$209,851-$411,500
35%		$411,501-$413,200	$411,501-$464,850	$411,501-$439,000
39.6%	20%	$413,201-	$464,851-	$439,001-

（注）金額はすべて年額。金融所得については、適格配当および長期キャピタル・ゲインの税率（適用税率は配当所得および長期キャピタル・ゲインを他の所得と合算した所得金額により判定する）。
（出所）米国 IRS 資料をもとに大和総研作成

夫婦世帯の税率 10%と 15%の課税所得のブラケット幅は単身者のちょうど 2 倍であり、税率 15%が適用される所得までであれば、米国は事実上の「２分２乗」の課税方式である[17]。「２分２乗」の制度の下では、一般に、単身者が結婚すると夫婦の所得が平均化され適用税率が下がり税負担が減る。このことは、「結婚へのギフト」と言われている。

ただし、25%以上の税率区分においては、夫婦世帯の課税所得のブラケット幅は単身者の金額よりは大きいが 2 倍未満に抑えられている。

この点について、国立国会図書館調査及び立法考査局の鎌倉治子氏は「当初採用された 2 分 2 乗制度は、単純なそれであった。しかし、単純な 2 分 2 乗制度の下では結婚へのギフトが生じ、そのギフトは、片稼ぎかつ高所得の既婚者にとって特に大きいものとなる。このため、2 分 2 乗制度に対して大きな批判が巻き起こり、複数税率表の併用による折衷的な 2 分 2 乗制度へと移行することとなった」[18]と説明している。

トランプ氏は、所得税率の最高税率を 39.6%から 33%に引き下げ、税率構造を原則 12%、25%、33%の３段階に簡素化するとしている[19]。具体的には次の図表 5 に示される。

なお、金融所得の税率構造については具体的なブラケットは示されていないが、最高税率を 20%とする現行制度を維持するとしている。

[17] 夫婦の課税所得を合算した上で 2 で割った金額を夫婦それぞれの課税所得とみなして、適用税率を求める方法。他に、ドイツやフランスなど「２分２乗」を採用している。
[18] 鎌倉治子「諸外国の課税単位と基礎的な人的控除―給付付き税額控除を視野に入れて―」、『レファレンス　平成 21 年 11 月号』、国立国会図書館調査及び立法考査局、2009、p.111 より引用。
[19] トランプ氏ウェブサイト“Tax Plan”　（2016 年 11 月 16 日閲覧）の項目参照。

図表 5　各限界税率が適用される課税所得金額（トランプ氏案）

限界税率（原則）	単身者	夫婦世帯
12%	$　　　0-$ 37,500	$　　　0-$ 75,000
25%	$ 37,501-$112,500	$ 75,001-$225,000
33%	$112,501-	$225,001-

（注）特定世帯主区分は廃止。適格寡婦・寡夫の区分の扱いは不明。金額はすべて年額。なお、厳密にはトランプ氏ウェブサイトでは夫婦世帯において 75,000 ドル未満について税率 12%、75,000 ドル超について税率 25%と記載しており、75,000 ドルちょうどの税率の扱いは記載されておらず、閾値の適用税率は筆者の解釈による（225,000 ドルちょうどの場合、およびこれらのブラケットを半分にした単身者の適用税率の閾値についても同様）。
（出所）トランプ氏ウェブサイトをもとに大和総研作成

トランプ氏の改正案は、夫婦世帯を基準とすると、概ね、現在の 10%と 15%のブラケットを 12%に統合、現在の 25%と 28%のブラケットを 25%に統合し、33%超のブラケットを 33%に統合するものと言える。

税率が最高税率の引下げを含む原則引下げ方向の改正であることと、前述した基礎控除（と人的控除の合計額）も多くの世帯で増加することから、トランプ氏の改正案はほとんどの世帯にとって減税となるものと考えられる。特に、最高税率が 39.6%から 33%に引き下げるとしているため、所得再分配機能を弱める改革案であると言える。トランプ氏案は、最高税率を 40%から 45%に引き上げた日本とは逆の方向に向かうものとなっている。

また、トランプ氏は夫婦世帯の課税所得のブラケット幅を単身世帯の 2 倍ちょうどに改正しようとしている点も特徴的である。この改正は、特に、片働きで高所得の夫婦世帯の税負担を大きく引き下げることとなる。この点についても、近年、片働きで高所得の夫婦世帯の税負担を引き上げ、共働き世帯の税負担を引き下げる方向の改革を行っている日本とは逆の方向に向かうこととなる。

５．ケア費用の所得控除・税額控除

米国においては、納税者が働くために、扶養する児童のためのベビーシッター費用や扶養する老親などのためのデイケア費用などのケア費用を支払った場合、「児童親族ケア費用税額控除」(Credit for Child and Dependent Care Expenses) を受けることができる。

児童親族ケア費用税額控除は、ケア費用のうち一定額（ケア対象者１人の場合上限 3,000 ドル、２人以上の場合上限 6,000 ドル）について、所得に応じて 20%～35%の税額控除を受けられる制度である。

税額控除額は調整後所得(AGI)[20]が 15,000 ドル以下の場合はケア費用の 35%で、所得に応じ

[20] 調整後所得とは、日本の所得税でいう「総所得金額等」や「合計所得金額」のような概念で、基礎控除や人的控除などの控除を行う前の金額である。ただし、所得控除の中には Above-the-line Deduction と呼ばれる調整後所得を計算する前に控除されるものもある。

て段階的に控除率は減っていくが所得制限はなく、43,000 ドル超の場合でもケア費用の 20%を所得控除することができる[21]。

トランプ氏は、所得控除(Above-the-line Deduction)として、13 歳未満の児童に対するケア支出の所得控除を行う“Childcare”制度を設けるとしている。また、老親等に対するケア支出の所得控除を行う“Eldercare”制度も設けるとしている。また、Childcare については所得控除では効果の低い者に対して税額控除制度も設けるとしている。もっとも、トランプ氏のウェブサイトでは現行の児童親族ケア費用税額控除については触れられておらず、現行制度との関係は明らかになっていない[22]。具体的な改正内容は、次の図表 6 に示される。

図表 6 ケア支出の所得控除・税額控除の改正案

	現行制度（2015 年）概要	トランプ氏案	
	児童親族ケア費用税額控除	Childcare	Eldercare
所得控除か税額控除か	税額控除	所得控除（Abobe-the-line Deduction）	
親族がケアする場合	親族に対して支払ったケア費用は原則控除不可	親や祖父母が自宅でケアする場合も控除可とする	記載なし
対象ケア支出の上限	対象者 1 人の場合＄3,000 2 人以上の場合＄6,000	・（明記はないが、児童 1 人あたりについて）州および年齢ごとの平均ケア支出額により上限を定める ・対象人数は 4 人まで	＄5,000 （1 人あたりか総額かは不明）
控除額	・ケア支出額の 20%～35%の税額控除 ・控除率は調整後所得が多い者ほど減少	（明記はないが、上限以内の支出全額の所得控除と考えられる）	
所得制限	所得制限なし	夫婦世帯で所得＄500,000 超、単身者で所得＄250,000 超の場合は使用不可	
低所得者の特例	―	夫婦世帯で所得＄62,400 以下、単身者で所得＄31,200 以下の場合、税額控除制度も選択可能	―

（注）金額はすべて年額。トランプ氏案について、カッコ内の記載は筆者の解釈による。
（出所）各種資料をもとに大和総研作成

現行制度とのトランプ氏案との大きな違いは、税額控除か所得控除かにある。

トランプ氏は所得控除の効果について「基礎控除か項目別控除のいずれを選択するかにかかわらず全ての世帯に児童ケア支出を税から控除することは、女性に家庭の外で働くことを選ぶ女性のためのインセンティブを与える助けになる。現行税法は女性の労働を阻害している。税法は限界税率を決定する際、夫婦両方の所得を合算するのだから、母親が職場に戻り追加的な所得を得た場合、その世帯に適用される最も高い税率で課税される。Childcare と Eldercare の

[21] 米国 IRS “Publication 503”（2015）13 ページ参照。
https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p503.pdf
[22] トランプ氏ウェブサイト“Tax Plan”（2016 年 11 月 16 日閲覧）および“Child Care Reforms That Will Make America Great Again”を参照。

所得控除はこの効果を軽減する」[23]と述べている。

ケア支出の所得控除は、ケア費用は収入を得るための必要経費とみなし課税所得から控除すべきとの考え方からなる。他方、税額控除の場合、適用税率の低い低所得世帯に大きな税負担軽減を与える制度設計としやすい面がある。

日本においては、現状、(「医療費控除」に該当する場合を除いて) ケア支出に関する所得控除や税額控除制度はないが、厚生労働省と内閣府は「子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設」の導入を要望している[24]。日本と米国では課税単位や控除制度など税制は大きく異なる面もあるが、米国におけるケア支出の控除制度の改正議論が日本の制度設計にも影響を与える可能性も考えられる。

６． 新たな非課税貯蓄口座

トランプ氏は、児童や老親等のケア費用のための貯蓄口座として、拠出時・運用時非課税の扶養親族ケア貯蓄口座 (DCSAs、Dependent Care Savings Accounts) を創設するとしている[25]。トランプ氏は明言していないが、他の米国の非課税貯蓄口座の制度設計と比較すると、適格払出時も非課税とする EEE 型の制度と考えられる[26]。

類似の非課税貯蓄口座としては、現行制度に Coverdell Education Savings Account (ESA) があり、運用益と教育費の適格払出時は非課税だが、対象は教育費に限られており、拠出時の所得控除はない[27]。トランプ氏は、現行の ESA には言及していないが、トランプ氏案の DCSAs は年間拠出限度額の水準等が現行の ESA と一致しており、ESA を拡充するもの、または ESA に代わるものであると考えられる。

DCSAs の概要は次の図表 7 の通りである。

---

23 トランプ氏ウェブサイト“Child Care Reforms That Will Make America Great Again”p. 2 より引用。
24 厚生労働省「平成 29 年度主な税制改正要望の概要」(平成 28 年 9 月)
http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000135260.pdf
25 トランプ氏ウェブサイト“Child Care Reforms That Will Make America Great Again”を参照。
26 非課税貯蓄口座の性質は、拠出時・運用時・払出時の税制をそれぞれ E (Exemption : 非課税) または T (Taxed: 課税) で表現されることが一般的である。EEE 型とは、拠出時、運用時、払出時すべて非課税という意味である。
27 米国 IRS “Publication 970” (2015) 参照。
https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p970.pdf

図表 7 現行の ESA とトランプ氏案の DCSAs の概要

		現行制度（2015 年）概要 Coverdell Education Savings Account(ESA)	トランプ氏案概要 Dependent Care Savings Accounts (DCSAs)
費用の対象者		扶養する児童等（18 歳未満につき拠出可能）	扶養する 18 歳未満の児童、老親等
税制	拠出時	所得控除なし	所得控除あり
	運用時	運用益非課税	運用益非課税
	払出時	適格払出しは非課税	（適格払出しは非課税と考えられる）
年間拠出限度額		児童 1 人あたり原則＄2,000 （拠出者が一定所得以上の場合逓減）	児童 1 人あたり＄2,000
所得制限		拠出者の修正調整後所得が下記以上である場合、拠出不可 単身者　…＄110,000 夫婦世帯…＄220,000	（All taxpayers would be able to establish と記載していることから、所得制限なしと考えられる）
政府補助		―	低所得世帯においては、児童 1 人あたり＄1,000 までの拠出について政府が 50%を追加拠出
適格払出し		教育費（高等教育を含む）	・児童のための口座の場合、学校やアクティビティ、高等教育の費用などに利用可能 ・老親等のための口座の場合、デイケアの費用などに利用可能

（注）金額はすべて年額。トランプ氏案について、カッコ内の記載は筆者の解釈による。
（出所）各種資料をもとに大和総研作成

DCSAs は拠出時所得控除があること、対象者に老親等を含め、所得制限がない（と考えられる）ことが ESA との違いである。また、DCSAs には低所得世帯における拠出について政府による 50%の追加拠出も行うとしている。

米国には、拠出時に所得控除でき運用益も非課税となる貯蓄口座として、老後のための貯蓄口座である IRA、医療費支払いのための貯蓄口座である HSA などがある[28]。

他方、日本においては拠出時に所得控除でき運用益も非課税となる貯蓄口座は確定拠出年金に限られており、NISA やジュニア NISA などの運用益非課税制度は課税後所得から積立てるものが主流となっている。

米国における新たな非課税貯蓄口座の創設の議論は、日本における自助努力の資産形成を支援する制度の議論にも影響を与える可能性がある。

7．代替ミニマム税の廃止

代替ミニマム税とは、「納税者に所得税を負担する能力（担税力）があるにもかかわらず、税法上の各種租税特別措置の巧みな利用により税額をゼロか極めて微々たる金額に抑えることを

[28] IRA は払出時は課税の EET 型、HSA は適格払出時は非課税の EEE 型である。

規制する目的で用意されている制度」[29]であり、主に高所得者に対し、所得税額が各種控除前所得の一定率以上の税負担を求める制度である。トランプ氏は代替ミニマム税を廃止するとしている[30]。この点も、所得税の再分配機能を弱めるものと言える。

【以上】

[29] 伊藤公哉『アメリカ連邦税法　第４版』、中央経済社、2009 年、p. 337 より引用。
[30] トランプ氏ウェブサイト”Tax Plan”　(2016 年 11 月 16 日閲覧) を参照。